

○甲斐市立図書館条例

平成16年9月1日

条例第88号

改正 平成24年3月8日条例第8号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、甲斐市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲斐市立竜王図書館	甲斐市篠原2610番地12
甲斐市立敷島図書館	甲斐市島上条1020番地 甲斐市敷島総合文化会館内
甲斐市立双葉図書館	甲斐市下今井230番地 甲斐市双葉ふれあい文化館内

2 甲斐市立竜王図書館は、中央館的機能を持つものとする。

(職員)

第3条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、甲斐市立図書館協議会を置く。

(委員の定数)

第5条 図書館協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

(委員の任命)

第6条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から任命する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館の施設の利用)

第8条 甲斐市立図書館の視聴覚室、会議室及びミーティング室(以下「図書館施設」という。)は、図書館が実施する図書館奉仕のための事業を妨げない範囲において利用させる

ことができる。

(使用料)

第9条 前条の規定に基づき甲斐市立図書館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより館長の許可を受け、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、官公署若しくは社会教育団体若しくは福祉の向上を目的とする団体が使用する
とき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その
全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用期日前3日までに利用の取消し又は変更を申し出て、館長がこれを許
可したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員
会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜王町立図書館設置条例（平成8年竜王町
条例第2号）又は敷島町立図書館設置及び管理条例（平成3年敷島町条例第3号）の規定
によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた
処分、手続その他の行為とみなす。

(最初に任命される委員の任期)

3 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成
18年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月8日条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設名	区分	使用料
-----	----	-----

視聴覚室	1時間につき	1,000円
会議室	1時間につき	300円
ミーティング室	1時間につき	300円